|  |
| --- |
| **定員割れ大学への制裁措置と私立大学振興策に関する****アンケート調査用紙** |

◆大学名

◆回答者氏名・ご職名

　　　　　　※本調査結果を活用する際には、大学が所在する都道府県および学校種（大学・短大・高専）、回答者のご職名のみを公開し、学校名および回答者ご芳名は一切公開いたしません。また、調査目的以外には使用しません。

**A．貴大学について、収容定員の規模、所在する都道府県をご記入ください。**

① 収容定員の規模

　　□ 8000人以上　　□ 4000人以上～8000人未満　　□ 2000人以上～4000人未満

　　□ 1000人以上～2000人未満　　□ 500人以上～1000人未満　　□ 500人未満

② 所在する都道府県（複数のキャンパスがある場合はすべてご記入ください）

（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

**B．入学定員割れの状態について、お聞きします。貴大学は、おおまかにみて、以下のどれに当てはまりますか。**

□ １つ以上の学部において、恒常的な定員割れが生じている。

□ 今後10年の間に定員割れとなる学部が出てくる惧れがある。

□ 今後10年の間では、定員割れは避けられそうである。

**C．私大助成は、定員充足率が５割を切れば不交付となるなど、定員割れの程度を上回る制裁措置が行われています（別紙資料の１）。この点について、近いご意見はどれですか。**

□ 定員よりも減少している学生数と在籍する教職員数に基づいた私大助成の減額にとどめるべきである。

□ 現在行われている定員割れ制裁措置を続けるべきである。

□ その他　以下にご意見をお書きください。

**D．修学支援制度が機関要件として定員充足率が原則8割未満の定員割れ大学を排除していることについて(別紙資料の２)、近いご意見はどれですか。**

□ 修学支援制度は、学生に対する支援であるから、機関要件は廃止するべきである。

□ 定員未充足は、必ずしも大学の教育水準を示すわけではないので、機関要件から定員充足率を外すべきである。

□ 現在行われている措置を続けるべきである。

□ その他　以下にご意見をお書きください。

**E．収容定員充足率が５割以下の学部が1つでもあれば、充足していない定員枠を使って、学部・学科の新設・再編を行おうとしても不可能となっています (別紙資料の３)。近いご意見はどれですか。**

□ 定員割れ解消のための自主的な改善努力を妨げる措置であり、廃止すべきである。

□ 現在行われている措置を続けるべきである。

□ その他　以下にご意見をお書きください。

**F．これら３つの制裁措置によって生じている困難や危惧される事柄があれば、お聞かせください。**

**G．中教審「急速な少子化が進行する中での将来社会を見据えた高等教育の在り方について**

**（中間まとめ）」は、定員割れ大学の連携・統合策が推奨されています。さまざまな私大の状況からみて、推奨されている私大の連携・統合策についてのご意見をお寄せください。**

**H．私立大学の振興策について**

１．私立大学振興策として早急に実現すべき政策は、次のどれですか。3つまで選択してください。

□ 地方交付税交付金の対象に私大支援を加え、地方自治体が私大を財政支援できるようにする。

□ 私大助成の補助率を漸進的に50％にする。

□ 高等教育の完全無償化を行う。

□ 私大の学費を国立大学並みにできるよう学費へ補助を行う。

□ 私立・国立・公立大学の学費を半額にする補助を行う。

□ 修学支援制度の対象となる所得制限を910万円程度に引き上げる。

□ 修学支援制度の対象となる所得制限を多子世帯等に限らず600万円に引き上げる。

□ 奨学金を、有利子を撤廃して無利子に一本化する。

２．その他、必要な私大振興について、自由にお書きください。

以上です。ご協力に感謝申し上げます。

 資 料 　　定員割れ私大に対する３つの制裁措置

１．定員割れの程度を上回る私大経常費補助の減額・不交付

文科省は、学生数などの実数をもとに交付される一般補助について、定員割れ私大に対しては、実際の定員充足率よりも低い割合に減額する措置を実施してきました。この措置は2007年度から導入され、その減額幅が徐々に拡大されてきました。収容定員充足率が５割を下回ると減額どころか不交付となります。これについては以前は例外措置があり、大学全体で50％を超えていれば、当該学部も不交付とはなりませんでしたが、この例外措置も2023年度から廃止されました。

【出典】「令和５年度 私立大学等経常費補助金取扱要領・同配分基準」4～5・49頁

<https://www.shigaku.go.jp/files/s_hojo_r05y.pdf>

定員割れをしていても、大学設置基準を満たし、認証評価を受け、現に教育・研究が行われている以上、それに必要な経費に対する補助金が不交付・減額されることは不当です。学生からみても、定員割れしているか否かは学生に無関係であり、学生数により算定される補助金が不交付・減額されることに合理性はありません。

２．修学支援制度からの機関要件による除外

　修学支援制度の機関要件は、従来は、定員充足率および財政状況の両者に該当する場合は対象機関から外すというものでした。2024年度から「厳格化」され、いずれかに該当する場合は対象機関から外されることになりました。直近3年度すべての収容定員充足率が収容定員の8割未満（ただし直近の収容定員充足率が５割以上、進学・就職率が9割以上の場合は猶予）の場合、対象機関になることができません。

定員充足率、財政状況という基準を修学支援制度のなかに位置づけて、国の支援から学生を排除することは、学生の学ぶ権利を不当に侵害するものです。

　　　【出典】「機関要件の確認事務に関する指針(2024年度版)」2頁

<https://www.mext.go.jp/content/20240405-mxt_gakushi01-100014193_01.pdf>

３．新学部設置等の設置認可申請における制限

2022年10月に文科省は、設置認可基準を改悪し、収容定員充足率が５割以下の学部・学科が一つでもある場合、当該大学が授与する学位の種類および分野の変更を伴う学部の改組・新設などの設置認可申請ができないことにしました。

これは、定員割れ私大から、設置認可をともなう改革によって状況を打開する手段を奪うものです。また、社会的使命や大学の方針にもとづき、たとえ定員割れであっても、その学部・学科を維持し続けるという判断は珍しいことではありません。そうした私大から学部等の再編という選択肢を奪うことに一片の合理性もありません。

　　　【出典】2022年9月30日「大学，短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準の一部を改正する告示の公布について（通知）」（4文科高第927号）